

20千保高施第967号
平成20年11月18日

市内老人福祉施設 施設長 様
市内地域密着型サービス事業所 管理者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部
高齢施設課長

介護保険施設等における事故防止及び安全管理の徹底について

平素より、本市高齢者福祉行政にご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、貴職におかれましては、日頃より、介護現場での事故防止対策に配慮されていることと存じますが、全国では、本年10月に入浴時の介助に関して、利用者が死亡する事故が2件発生しております。

そのため厚生労働省より、介護施設等において、事故を防止するための取り組みを一層徹底するとともに、施設で設置する事故防止検討委員会や事業所において事故及びヒヤリハット等の分析を行い、職員への研修等を通じ処置・ケア手順の遵守の指導及び注意喚起を行うよう、通知がありました。

事故防止及び発生時の対応につきましては、「特別養護老人ホーム設備及び運営に関する基準」や「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に定められているところです。これらの規定を十分に踏まえ、適切に対応していただけますよう、よろしくお願いいたします。

あわせて、事故発生時には、適切な処置を実施し、入所者等への被害を最小限に抑えるとともに、利用者の家族や保険者等関係者への連絡を行うことにつきましても、遺漏のないよう、よろしくお願いいたします。

記

1 送付物

- (1) 介護保険施設等における事故防止及び安全管理の徹底について(厚生労働省通知)
※本通知中の別紙「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」等や別添「特別養護老人ホームにおける事故防止および安全管理の徹底について」、「特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドラインの送付について」は添付しておりません。
- (2) 平成20年10月に発生した死亡事故の概要(資料)

連絡先
高齢施設課計画係
TEL245-5256
FAX245-5621